

## 令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第1 久喜市防災会議 2 組織	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第1 久喜市防災会議 2 組織		
8	■久喜市防災会議委員 【令和6年1月1日現在】 <u>東日本電信電話</u> (株) 埼玉事業部	■久喜市防災会議委員 【令和7年7月1日現在】 <u>NTT東日本</u> (株) 埼玉事業部	令和7年7月1日付け商号変更のため。	
	第3 業務の大綱 6 指定公共機関及び指定地方公共機関	第3 業務の大綱 6 指定公共機関及び指定地方公共機関		
14	<u>東日本電信電話</u> (株) 埼玉事業部	<u>NTT東日本</u> (株) 埼玉事業部	令和7年7月1日付け商号変更のため。	
	第7節 避難予防対策 第1 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保 1 指定緊急避難場所・指定避難所	第7節 避難予防対策 第1 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保 1 指定緊急避難場所・指定避難所		
35	指定緊急避難場所・指定避難所とは、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所並びに被災者の避難生活をする場所として、市が指定する。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。 指定緊急避難場所・指定避難所の考え方は、次のとおりである。	指定緊急避難場所・指定避難所とは、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所並びに被災者の避難生活をする場所として、市が指定する。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。 指定緊急避難場所・指定避難所の考え方は、次のとおりである。 <u>なお、廃校になった学校など、本来の用途を終えた施設についても、継続して使用することができる間は、これらに含むものとする。</u>	本来の用途を終えても協定により継続使用している施設があるため、追記する。	

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
	第2 避難所の安全確保【市長公室、総務部、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】  2 有線通信の確保	第2 避難所の安全確保【市長公室、総務部、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】  2 有線通信の確保		
37	東日本電信電話株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における特設公衆電話回線の整備を推進する。	NTT東日本株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における特設公衆電話回線の整備を推進する。	令和7年7月1日付け商号変更のため。	
	第5 避難所の管理運営体制の整備【市長公室、福祉部、こども未来部、教育部】  2 避難所運営の知識の普及及び訓練	第5 避難所の管理運営体制の整備【市長公室、福祉部、こども未来部、教育部】  2 避難所運営の知識の普及及び訓練		
40	拠点避難所の運営（開設の手順等）や機器等の操作、 <u>新型コロナウイルス感染症をはじめとした</u> 感染症対策への配慮について、職員、学校職員、自主防災組織や市民が協力して円滑に実行できるよう情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。	拠点避難所の運営（開設の手順等）や機器等の操作、感染症対策への配慮について、職員、学校職員、自主防災組織や市民が協力して円滑に実行できるよう情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。	・県改訂に合わせて改訂する。 ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、通常の感染症対策に改訂する。	
	第8節 物資及び資機材等の備蓄  第1 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、こども未来部、上下水道部】  1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄・調達方針	第8節 物資及び資機材等の備蓄  第1 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、こども未来部、上下水道部】  1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄・調達方針		

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
41	<p>災害時の食料及び物資の調達については、市民による自主備蓄、<u>また</u>、市、埼玉県等の備蓄拠点における備蓄及び流通備蓄により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後<u>3日間</u>の非常用物資等を確保する。</p>	<p>災害時の食料及び物資の調達については、市民による自主備蓄、市、埼玉県等の備蓄拠点における備蓄及び流通備蓄により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後<u>最低3日間</u> <u>(推奨1週間)</u> 分の非常用物資等を確保する。<u>なお、食料の確保に当たっては、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランス及び適温による提供についても配慮したものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言整理</li> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> </ul>	
41	<p>また、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う。</p>	<p>また、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う。</p>	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>	
	<p>第10節 防災都市づくり計画</p> <p>第1 災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】</p> <p>3 ライフライン施設等の機能の確保</p>	<p>第10節 防災都市づくり計画</p> <p>第1 災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】</p> <p>3 ライフライン施設等の機能の確保</p>		(1)-④

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
47	<p>ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、石油、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、地震災害においては耐震性の確保、風水害においては浸水防止対策等、災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>(中略)</p> <p><u>下水道管理者</u>は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>下水道</u>施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、<u>可搬式排水ポンプその他の</u>必要な資機材の整備等に努めるものとする。</p>	<p>ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、石油、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、地震災害においては耐震性の確保、風水害においては浸水防止対策等、災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>(中略)</p> <p><u>上下水道施設</u>については、民間事業者等との協定締結などにより、発災後における施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても<u>上下水道</u>の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。</p> <p><u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。</u></p>	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>	<p>(1)-④</p>
	<p>(7) 地域との連携</p>	<p>(7) 地域との連携</p>		
57	<p>施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう<u>平常時</u>から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。</p>	<p>施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、<u>平時</u>から<u>地域内の施設</u>、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言整理</li> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> </ul>	
	<p>第5節 災害情報通信計画</p> <p>第1 情報の連絡体制【市長公室】</p> <p>1 情報の収集・連絡系統</p>	<p>第5節 災害情報通信計画</p> <p>第1 情報の連絡体制【市長公室】</p> <p>1 情報の収集・連絡系統</p>		

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.																		
101	<p>■情報連絡系統図 東日本電信電話(株)埼玉事業部</p>	<p>■情報連絡系統図 NTT東日本(株)埼玉事業部</p>	<p>令和7年7月1日付け商号変更のため。</p>																			
	<p>第6節 災害広報計画</p> <p>第5 帰宅困難者・要配慮者への広報【市長公室、市民部、福祉部、埼玉県】</p> <p>1 帰宅困難者への広報</p>	<p>第6節 災害広報計画</p> <p>第5 帰宅困難者・要配慮者への広報【市長公室、市民部、福祉部、埼玉県】</p> <p>1 帰宅困難者への広報</p>																				
115	<p>■帰宅困難者への広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内通勤通学者への広報</td> <td>埼玉県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報</td> <td>埼玉県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供</li> <li>駅前の大型ビジョンによる情報提供</li> <li>緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施主体	内容	東京都内通勤通学者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供</li> </ul>	埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供</li> <li>駅前の大型ビジョンによる情報提供</li> <li>緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起</li> </ul>	<p>■帰宅困難者への広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内通勤通学者への広報</td> <td>埼玉県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報</td> <td>埼玉県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供</li> <li>駅前の大型ビジョンによる情報提供</li> <li>緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施主体	内容	東京都内通勤通学者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供</li> </ul>	埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供</li> <li>駅前の大型ビジョンによる情報提供</li> <li>緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起</li> </ul>	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>	
区分	実施主体	内容																				
東京都内通勤通学者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供</li> </ul>																				
埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供</li> <li>駅前の大型ビジョンによる情報提供</li> <li>緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起</li> </ul>																				
区分	実施主体	内容																				
東京都内通勤通学者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供</li> </ul>																				
埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供</li> <li>駅前の大型ビジョンによる情報提供</li> <li>緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起</li> </ul>																				
	<p>(2) 避難情報の判断基準</p>	<p>(2) 避難情報の判断基準</p>																				
128	<p>■避難情報発令の判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき</li> <li>時間雨量が70mmを超えたとき</li> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</li> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を2mを超えたとき</li> <li>近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき</li> <li>関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る行動をとる必要があると判断されたとき</li> <li>特別警報が発令されたとき</li> <li>その他人命に危険があると認められるとき</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき</li> <li>時間雨量が70mmを超えたとき</li> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき</li> </ul>	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</li> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき</li> </ul>	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を2mを超えたとき</li> <li>近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき</li> <li>関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る行動をとる必要があると判断されたとき</li> <li>特別警報が発令されたとき</li> <li>その他人命に危険があると認められるとき</li> </ul>	<p>■避難情報発令の判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき</li> <li>時間雨量が70mmを超えたとき</li> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</li> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫開始相当水位」を超えたとき</li> <li>近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき</li> <li>関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る行動をとる必要があると判断されたとき</li> <li>特別警報が発令されたとき</li> <li>その他人命に危険があると認められるとき</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき</li> <li>時間雨量が70mmを超えたとき</li> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき</li> </ul>	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</li> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき</li> </ul>	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫開始相当水位」を超えたとき</li> <li>近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき</li> <li>関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る行動をとる必要があると判断されたとき</li> <li>特別警報が発令されたとき</li> <li>その他人命に危険があると認められるとき</li> </ul>	<p>「避難情報に関するガイドライン」（令和4年9月更新 内閣府）の発令基準例を参考に、文言整理</p>			
区分	発令基準																					
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき</li> <li>時間雨量が70mmを超えたとき</li> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき</li> </ul>																					
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</li> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき</li> </ul>																					
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を2mを超えたとき</li> <li>近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき</li> <li>関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る行動をとる必要があると判断されたとき</li> <li>特別警報が発令されたとき</li> <li>その他人命に危険があると認められるとき</li> </ul>																					
区分	発令基準																					
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき</li> <li>時間雨量が70mmを超えたとき</li> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき</li> </ul>																					
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</li> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき</li> </ul>																					
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫開始相当水位」を超えたとき</li> <li>近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき</li> <li>関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る行動をとる必要があると判断されたとき</li> <li>特別警報が発令されたとき</li> <li>その他人命に危険があると認められるとき</li> </ul>																					

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
	<p>第3 避難所の設置・運営【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】</p> <p>2 避難所の管理・運営</p> <p>(1) 避難所の運営組織</p> <p>② 避難所の運営</p>	<p>第3 避難所の設置・運営【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】</p> <p>2 避難所の管理・運営</p> <p>(1) 避難所の運営組織</p> <p>② 避難所の運営</p>		(1)-①
136	<p>また、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営には複数の女性を参加させるとともに、固定的性別役割分担による負担（女性が炊出しや清掃を担うなど）を防止し、男女共同参画や多様性の視点を踏まえた避難所運営を進めるものとする。</p>	<p>また、<u>あらかじめ避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画を作成し、避難所開設当初からパーティションや簡易トイレを設置するなど</u>、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営には複数の女性を参加させるとともに、固定的性別役割分担による負担（女性が炊出しや清掃を担うなど）を防止し、男女共同参画や多様性の視点を踏まえた避難所運営を進めるものとする。</p>	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>	(1)-①
	<p>(3) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮</p>	<p>(3) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮</p>		(1)-③

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
137	<p>高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や性的少数者の人権に配慮し、男女別や性別によらずだれでも利用できる更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置できるように努める。</p> <p>また、女性やこどもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。</p> <p>さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置、もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。</p> <p>なお、女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（本人の了解なしに性的少数者であることなどを他人に暴露してしまうこと）をしないよう配慮して対応する。</p>	<p>高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、<u>医療的ケア児者</u>、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や性的少数者の人権に配慮し、男女別や性別によらずだれでも利用できる更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置できるように努める。</p> <p>また、女性やこどもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。</p> <p>さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置、もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。</p> <p>なお、女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（本人の了解なしに性的少数者であることなどを他人に暴露してしまうこと）をしないよう配慮して対応する。</p> <p><u>これらなどにより、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。</u></p>	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>	<p>(1)-③</p>
	<p>(4) 避難者の健康管理</p>	<p>(4) 避難者の健康管理</p>		
138	<p>避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。この際、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。</p>	<p>避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握して<u>福祉的な支援を行い</u>、必要に応じて救護所を設ける。この際、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。</p>	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>	

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
138	(5) 避難所における <u>新型コロナウイルス感染症</u> 対策	(5) 避難所における感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、通常感染症対策に改訂する。</li> </ul>	
138	<u>新型コロナウイルス感染症</u> の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「 <u>避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）</u> 」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。	感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、通常感染症対策に改訂する。</li> </ul>	
	② 感染症対策の実施	② 感染症対策の実施		
138	避難所内は、世帯間で <u>概ね2m</u> の間隔を確保するレイアウトを検討する。	避難所内は、世帯間で間隔を確保するレイアウトを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、通常感染症対策に改訂する。</li> </ul>	
	③ 避難所受付時の検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認	③ 避難所受付時の検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認		

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
138	<p>避難所受付時に、検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認を行う。</p> <p>また、避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。</p> <p>避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、<u>新型コロナウイルス</u>感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。</p> <p>避難者が<u>新型コロナウイルス</u>感染症に感染したことを確認した場合、直ちに当該避難者を別の部屋などに隔離する等の適切な対応をする。</p>	<p>避難所受付時に、検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認を行う。</p> <p>また、避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。</p> <p>避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。</p> <p>避難者が感染症に感染したことを確認した場合、直ちに当該避難者を別の部屋などに隔離する等の適切な対応をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・ <u>新型コロナウイルス</u>感染症の5類移行に伴い、通常の感染症対策に改訂する。</li> </ul>	
	(7) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮	(7) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮		(1)-②
139	<p>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p><u>特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、弾性ストッキングを推奨し、健康相談や保健指導を実施する。</u></p>	<p>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・ 掲載場所移動</li> </ul>	(1)-②
139		<u>① 在宅避難者等の支援等</u>	県改訂に合わせて改訂する。	(1)-②
139	<u>(新設)</u>	<u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を在宅避難者等の支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u>	県改訂に合わせて改訂する。	(1)-②
139		<u>② 車中泊避難者の支援等</u>	県改訂に合わせて改訂する。	(1)-②

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
139	<u>(新設)</u>	<p><u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生することに備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを確保すること等、車中泊避難者の支援対策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>これにより、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるほか、特に、エコノミークラス症候群の予防のため、弾性ストックングを推奨し、健康相談や保健指導を実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・ 掲載場所移動</li> </ul>	(1)-②
	第14節 自衛隊災害派遣要請計画	第14節 自衛隊災害派遣要請計画		

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.																																																																		
182	<p><b>■ 自衛隊の災害派遣要請の範囲</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>災害派遣要請の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難者の誘導、輸送等</td> </tr> <tr> <td>避難者等の捜索、救助</td> <td>死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路等交通路上の障害物の排除</td> <td>施設の損壊又は障害物がある場合の啓除除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）</td> </tr> <tr> <td>診察、防疫、病虫害防除等の支援</td> <td>大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は本市準備）</td> </tr> <tr> <td>通信支援</td> <td>自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）</td> </tr> <tr> <td>炊飯・給水支援</td> <td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は贈与</td> <td>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月総理府令1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）</td> </tr> <tr> <td>交通規制の支援</td> <td>自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>予防派遣</td> <td>風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	災害派遣要請の範囲	被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	避難者等の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬	消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力	道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓除除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）	診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は本市準備）	通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）	炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合	救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月総理府令1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）	交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合	その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。	<p><b>■ 自衛隊の災害派遣要請の範囲</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>災害派遣要請の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難者の誘導、輸送等</td> </tr> <tr> <td>避難者等の捜索、救助</td> <td>死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路等交通路上の障害物の排除</td> <td>施設の損壊又は障害物がある場合の啓除除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）</td> </tr> <tr> <td>診察、防疫、病虫害防除等の支援</td> <td>大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は本市準備）</td> </tr> <tr> <td>通信支援</td> <td>自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）</td> </tr> <tr> <td>炊飯・給水支援</td> <td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td>入浴支援</td> <td><b>市民の生命、身体を保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</b></td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は贈与</td> <td>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月総理府令1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）</td> </tr> <tr> <td>交通規制の支援</td> <td>自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>予防派遣</td> <td>風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	災害派遣要請の範囲	被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	避難者等の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬	消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力	道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓除除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）	診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は本市準備）	通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）	炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合	入浴支援	<b>市民の生命、身体を保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</b>	救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月総理府令1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）	交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合	その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>	
項目	災害派遣要請の範囲																																																																					
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握																																																																					
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																																																					
避難者等の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）																																																																					
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬																																																																					
消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力																																																																					
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓除除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）																																																																					
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は本市準備）																																																																					
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援																																																																					
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）																																																																					
炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合																																																																					
救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月総理府令1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）																																																																					
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。																																																																					
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																																					
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合																																																																					
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。																																																																					
項目	災害派遣要請の範囲																																																																					
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握																																																																					
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																																																					
避難者等の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）																																																																					
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬																																																																					
消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力																																																																					
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓除除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）																																																																					
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は本市準備）																																																																					
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援																																																																					
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）																																																																					
炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合																																																																					
入浴支援	<b>市民の生命、身体を保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</b>																																																																					
救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月総理府令1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）																																																																					
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。																																																																					
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																																					
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合																																																																					
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。																																																																					
	<p><b>第4 動物愛護【環境経済部】</b></p>	<p><b>第4 動物愛護【環境経済部】</b></p>																																																																				
193	<p>災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼養に関し、埼玉県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等関係機関との協力体制を確立する。</p>	<p>災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼養に関し、埼玉県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等関係機関との協力体制を確立する。 <u>なお、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>																																																																			
4	<p><b>4 証明の範囲</b></p>	<p><b>4 証明の範囲</b></p>																																																																				

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.								
212	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物的被害</td> <td>① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、半壊、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部破損 ⑦ その他の物的被害</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、半壊、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部破損 ⑦ その他の物的被害	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物的被害</td> <td>① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部<u>損壊</u> ⑦ その他の物的被害</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部 <u>損壊</u> ⑦ その他の物的被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模半壊を追加</li> <li>・文言整理</li> </ul>	
種別	内容											
物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、半壊、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部破損 ⑦ その他の物的被害											
種別	内容											
物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部 <u>損壊</u> ⑦ その他の物的被害											
	第3節 大規模水害対策 第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減【建設部、まちづくり推進部】	第3節 大規模水害対策 第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減【建設部、まちづくり推進部】										
230	大規模水害の発生を回避するため、 <u>総合</u> 治水対策を推進する。	大規模水害の発生を回避するため、 <u>流域</u> 治水対策を推進する。	県改訂に合わせて改訂する。									
	1 治水対策の着実な実施	1 治水対策の着実な実施										
230	市、国及び埼玉県は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。	市、国及び埼玉県は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・ <u>堤防強化等</u> の保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。	県改訂に合わせて改訂する。									
	第4編 震災対策編 第1章 震災予防計画	第4編 震災対策編 第1章 震災予防計画										
	5 通信設備対策	5 通信設備対策										
286	<u>東日本電信電話</u> 株式会社埼玉事業部は、災害時においても可能な限り通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう <u>平素</u> から通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。	<u>NTT東日本</u> 株式会社埼玉事業部は、災害時においても可能な限り通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう <u>平時</u> から通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年7月1日付け商号変更のため。</li> <li>・文言整理</li> </ul>									
	第6節 地盤災害の予防 第3 宅地造成地の安全対策【まちづくり推進部、埼玉県】	第6節 地盤災害の予防 第3 宅地造成地の安全対策【まちづくり推進部、埼玉県】		(2)								

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
293	3 安全対策	<u>(4へ移動)</u>	・関係法令の改正に合わせて改訂する。 ・掲載順を変更する。	(2)
293	<u>埼玉県は、大規模盛土造成地について、盛土造成地の安定性を確認し、変動のおそれがある場合は、「造成宅地防災区域」に指定し、勧告や命令、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事など総合的な対策を推進する。</u>	<u>(4へ移動)</u>	・関係法令の改正に合わせて改訂する。 ・掲載順を変更する。	(2)
293	<u>(4から移動)</u>	<u>3 宅地造成等工事規制区域の指定・公示</u>	・関係法令の改正に合わせて改訂する。 ・掲載順を変更する。	(2)
293	<u>(4から移動)</u>	<u>埼玉県は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第10条に基づき、盛土等に伴う災害から人命を守るため、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。 この指定をした場合は、これを公示するものとする。</u>	・関係法令の改正に合わせて改訂する。 ・掲載順を変更する。	(2)
293	<u>4 大規模盛土造成地マップの作成・公表</u>	<u>(3へ移動)</u>	・関係法令の改正に合わせて改訂する。 ・掲載順を変更する。	(2)
293	<u>埼玉県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</u>	<u>(3へ移動)</u>	・関係法令の改正に合わせて改訂する。 ・掲載順を変更する。	(2)
293	<u>(3から移動)</u>	<u>4 安全性の確保・工事の許可</u>	・関係法令の改正に合わせて改訂する。 ・掲載順を変更する。	(2)

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
293	<u>(3から移動)</u>	<u>埼玉県は、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、盛土規制法第12条に基づき、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について、着手する前にこれを審査し、適合する場合のみ、許可するものとする。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令の改正に合わせて改訂する。</li> <li>掲載順を変更する。</li> </ul>	(2)
293	<u>(新設)</u>	<u>5 災害防止措置</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県改訂に合わせて改訂する。</li> </ul>	(2)
293	<u>(新設)</u>	<u>埼玉県は、盛土規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、同法などの各法令に基づき、盛土等に伴う災害を防止するために速やかに監督処分や撤去命令等の必要な措置を行うものとする。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県改訂に合わせて改訂する。</li> </ul>	(2)
293	<u>《参考》</u> <u>◆造成宅地防災区域</u> <u>造成された一団の宅地のうち、地震等によって地盤の滑動などの災害が発生するおそれ大きいとして指定される区域をいう。その指定要件、手続きなどは、宅地造成等規制法で定められている。</u> <u>造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者等は、災害防止のための擁壁等を設置するなどの責務を負うほか、都道府県知事等が、所有者等に対して、災害の防止のため必要な措置を講ずるよう勧告や改善命令を行うことがある。</u>	<u>(掲載順変更)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令の改正に合わせて改訂する。</li> <li>掲載順を変更する。</li> </ul>	(2)

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
293		<p>《参考》</p> <p>◆宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）</p> <p>盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令の改正に合わせて改訂する。</li> <li>掲載順を変更する。</li> </ul>	(2)
293	<p>《参考》</p> <p>◆宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）</p> <p>宅地造成により、崖崩れや土砂の流出が起きることがないように崖崩れや土砂の流出の危険性が高い区域を指定し、宅地造成工事を規制する法律。</p>	<p>(掲載順変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令の改正に合わせて改訂する。</li> <li>掲載順を変更する。</li> </ul>	(2)
293		<p>《参考》</p> <p>◆造成宅地防災区域</p> <p>造成された一団の宅地のうち、地震等によって地盤の滑動などの災害が発生するおそれ大きいとして指定される区域をいう。その指定要件、手続きなどは、宅地造成等規制法で定められている。造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者等は、災害防止のための擁壁等を設置するなどの責務を負うほか、都道府県知事等が、所有者等に対して、災害の防止のため必要な措置を講ずるよう勧告や改善命令を行うことがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令の改正に合わせて改訂する。</li> <li>掲載順を変更する。</li> </ul>	(2)
293	<p>《参考》</p> <p>◆大規模盛土造成地</p> <p>面積3,000㎡以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け盛土がなされた造成地。</p>	<p>(削除)</p>	<p>関係法令の改正に合わせて改訂する。</p>	(2)
1	<p>広域的応援体制の確立</p> <p>(1) 応援受入体制の整備</p>	<p>1 広域的応援体制の確立</p> <p>(1) 応援受入体制の整備</p>		

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
311	<p>【想定される応援（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援</li> <li>➢ 国によるプッシュ型の物的支援</li> <li>➢ 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援</li> <li>➢ 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援</li> <li>・その他国が関与して全国的行われる人的応援…</li> <li>国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処置等</li> <li>➢ 防災関係機関等における応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班等</li> <li>➢ 公共的団体による応援</li> <li>➢ ボランティア</li> </ul>	<p>【想定される応援（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援</li> <li>➢ 国によるプッシュ型の物的支援</li> <li>➢ 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援</li> <li>➢ 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援</li> <li>➢ その他国が関与して全国的行われる人的応援…</li> <li>国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、<u>災害支援ナース、災害派遣福祉チーム（DWAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害派遣チーム（JDA-DAT）、</u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、<u>警察庁の災害対応式支援チーム（D-SUT）、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、</u>被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処置 等</li> <li>➢ 防災関係機関等における応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班等</li> <li>➢ 公共的団体による応援</li> <li>➢ ボランティア</li> </ul>	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>	
	<p>(2) 埼玉県、市が行う対策</p>	<p>(2) 埼玉県、市が行う対策</p>		
312	<p>・埼玉県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市も広域受援計画の策定に努めるものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p>	<p>・埼玉県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市も広域受援計画の策定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p>	<p>・県改訂に合わせて改訂する。 ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、通常の感染症対策に改訂する。</p>	

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
	第11 避難【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】	第11 避難【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】		
323	<p>指定緊急避難場所・指定避難所とは、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所並びに被災者の避難生活をする場所として、市が指定する。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p> <p>指定緊急避難場所・指定避難所の考え方は、次のとおりである。</p>	<p>指定緊急避難場所・指定避難所とは、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所並びに被災者の避難生活をする場所として、市が指定する。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p> <p>指定緊急避難場所・指定避難所の考え方は、次のとおりである。<u>なお、廃校になった学校など、本来の用途を終えた施設についても、継続して使用することができる間、これらに含むものとする。</u></p>	本来の用途を終えても協定により継続使用している施設があるため、追記する。	
	2 避難所の安全確保  (2) 有線通信の確保	2 避難所の安全確保  (2) 有線通信の確保		
325	<u>東日本電信電話</u> 株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における特設公衆電話回線の整備を推進する。	<u>NTT東日本</u> 株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における特設公衆電話回線の整備を推進する。	令和7年7月1日付け商号変更のため。	
	5 避難所の管理運営体制の整備  (2) 避難所運営の知識の普及及び訓練	5 避難所の管理運営体制の整備  (2) 避難所運営の知識の普及及び訓練		
327	拠点避難所の運営（開設の手順等）や機器等の操作、 <u>新型コロナウイルス感染症をはじめとした</u> 感染症対策への配慮について、職員、学校職員、自主防災組織や市民が協力して円滑に実行できるよう情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。	拠点避難所の運営（開設の手順等）や機器等の操作、感染症対策への配慮について、職員、学校職員、自主防災組織や市民が協力して円滑に実行できるよう情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、通常の感染症対策に改訂する。</li> </ul>	

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
	<p>第12 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、健康スポーツ部、上下水道部】</p> <p>1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄・調達方針</p>	<p>第12 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、健康スポーツ部、上下水道部】</p> <p>1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄・調達方針</p>		
328	<p>災害時の食料及び物資の調達については、市民による自主備蓄、<u>また</u>、市、埼玉県等の備蓄拠点における備蓄及び流通備蓄により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日間の非常用物資等を確保する。</p>	<p>災害時の食料及び物資の調達については、市民による自主備蓄、市、埼玉県等の備蓄拠点における備蓄及び流通備蓄により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後<u>最低</u>3日間<u>(推奨1週間)</u>分の非常用物資等を確保する。<u>なお、食料の確保に当たっては、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランス及び適温による提供についても配慮したものとす。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言整理</li> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・パブリック・コメント意見反映</li> </ul>	
328	<p>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う。</p>	<p>また、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う。</p>	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>	
	⑦ 地域との連携	⑦ 地域との連携		
347	<p>施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう<u>平常時</u>から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。</p>	<p>施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、<u>平時</u>から<u>地域内の施設</u>、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・文言整理</li> </ul>	

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.																														
	第2章 震災応急対策計画 第1節 応急活動体制 第1 配備体制と動員計画【各室部共通】 1 配備体制	第2章 震災応急対策計画 第1節 応急活動体制 第1 配備体制と動員計画【各室部共通】 1 配備体制																																
350	本市における震災対策にかかる体制の配備区分及び配備基準は、次のとおりである。	本市における震災対策にかかる体制の配備区分及び配備基準は、次のとおりである。 <u>なお、南海トラフ地震臨時情報が発表されたものの、市域に発生した地震が震度5弱未満であった場合は、本市の被害状況等に応じ、その都度、配備区分を市長が決定するものとする。</u>	当該臨時情報は市内に被害がない状況でも発表される場合があるため、被害状況に応じて配備区分を決定することとする。																															
350	■体制の配備区分、配備基準及び活動内容（震災対策） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)</td> <td>                     &gt; 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき                      &gt; その他、市長が必要と認めたとき                 </td> <td>地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)</td> <td>第1配備</td> <td>                     &gt; 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき  <u>&gt; 「南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき」</u>                      &gt; その他、市長が必要と認めたとき                 </td> <td>地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制</td> </tr> <tr> <td>第2配備</td> <td>                     &gt; 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき                      &gt; その他、市長が必要と認めたとき                 </td> <td>激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分		配備基準	活動内容	警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)		> 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき > その他、市長が必要と認めたとき	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制	非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)	第1配備	> 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき <u>&gt; 「南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき」</u> > その他、市長が必要と認めたとき	地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制	第2配備	> 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき > その他、市長が必要と認めたとき	激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制	■体制の配備区分、配備基準及び活動内容（震災対策） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)</td> <td>                     &gt; 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき                      &gt; その他、市長が必要と認めたとき                 </td> <td>地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)</td> <td>第1配備</td> <td>                     &gt; 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき                      &gt; その他、市長が必要と認めたとき                 </td> <td>地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制</td> </tr> <tr> <td>第2配備</td> <td>                     &gt; 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき                      &gt; その他、市長が必要と認めたとき                 </td> <td>激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分		配備基準	活動内容	警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)		> 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき > その他、市長が必要と認めたとき	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制	非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)	第1配備	> 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき > その他、市長が必要と認めたとき	地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制	第2配備	> 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき > その他、市長が必要と認めたとき	激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制	当該臨時情報は市内に被害がない状況でも発表される場合があるため、被害状況に応じて配備区分を決定することとする。	
配備区分		配備基準	活動内容																															
警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)		> 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき > その他、市長が必要と認めたとき	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制																															
非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)	第1配備	> 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき <u>&gt; 「南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき」</u> > その他、市長が必要と認めたとき	地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制																															
	第2配備	> 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき > その他、市長が必要と認めたとき	激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制																															
配備区分		配備基準	活動内容																															
警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)		> 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき > その他、市長が必要と認めたとき	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制																															
非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)	第1配備	> 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき > その他、市長が必要と認めたとき	地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制																															
	第2配備	> 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき > その他、市長が必要と認めたとき	激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制																															
	第2 情報の連絡体制【市長公室、関係各部】 1 情報の収集・連絡系統	第2 情報の連絡体制【市長公室、関係各部】 1 情報の収集・連絡系統																																
368	■情報連絡系統図 <u>東日本電信電話</u> 株埼玉営業部	■情報連絡系統図 <u>NTT東日本</u> 株埼玉営業部	令和7年7月1日付け商号変更のため。																															

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.																																																																		
	第1 派遣要請【市長公室】 2 災害派遣要請の範囲	第1 派遣要請【市長公室】 2 災害派遣要請の範囲																																																																				
386	<p>■自衛隊の災害派遣要請の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>災害派遣要請の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難者の誘導、輸送等</td> </tr> <tr> <td>避難者等の搜索、救助</td> <td>死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路等交通路上の障害物の排除</td> <td>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)</td> </tr> <tr> <td>診察、防疫、病虫害防除等の支援</td> <td>大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)</td> </tr> <tr> <td>通信支援</td> <td>自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td>炊飯・給水支援</td> <td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は贈与</td> <td>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)</td> </tr> <tr> <td>交通規制の支援</td> <td>自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>予防派遣</td> <td>風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	災害派遣要請の範囲	被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	避難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬	消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力	道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)	診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)	通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)	炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合	救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)	交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合	その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。	<p>■自衛隊の災害派遣要請の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>災害派遣要請の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難者の誘導、輸送等</td> </tr> <tr> <td>避難者等の搜索、救助</td> <td>死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路等交通路上の障害物の排除</td> <td>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)</td> </tr> <tr> <td>診察、防疫、病虫害防除等の支援</td> <td>大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)</td> </tr> <tr> <td>通信支援</td> <td>自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td>炊飯・給水支援</td> <td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td>入浴支援</td> <td>市民の生命、身体の保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は贈与</td> <td>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)</td> </tr> <tr> <td>交通規制の支援</td> <td>自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>予防派遣</td> <td>風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	災害派遣要請の範囲	被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	避難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬	消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力	道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)	診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)	通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)	炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合	入浴支援	市民の生命、身体の保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合	救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)	交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合	その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>	
項目	災害派遣要請の範囲																																																																					
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握																																																																					
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																																																					
避難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)																																																																					
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬																																																																					
消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力																																																																					
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)																																																																					
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)																																																																					
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援																																																																					
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)																																																																					
炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合																																																																					
救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)																																																																					
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。																																																																					
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																																					
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合																																																																					
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。																																																																					
項目	災害派遣要請の範囲																																																																					
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握																																																																					
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																																																					
避難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)																																																																					
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬																																																																					
消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力																																																																					
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)																																																																					
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)																																																																					
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援																																																																					
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)																																																																					
炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合																																																																					
入浴支援	市民の生命、身体の保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合																																																																					
救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)																																																																					
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。																																																																					
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																																					
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合																																																																					
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。																																																																					
	2 避難所の管理・運営 (1) 避難所の運営組織 ② 避難所の運営	2 避難所の管理・運営 (1) 避難所の運営組織 ② 避難所の運営		(1)-①																																																																		

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
428	<p>また、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営には複数の女性を参加させるとともに、固定的性別役割分担による負担（女性が炊出しや清掃を担うなど）を防止し、男女共同参画や多様性の視点を踏まえた避難所運営を進めるものとする。</p> <p>なお、避難所の運営にあたっては、「第4編-第2章-第6節-第2 ボランティアの応援受入れ」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるような活動環境を整える。</p>	<p>また、<u>あらかじめ避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画を作成し、避難所開設当初からパーティションや簡易トイレを設置するなど</u>、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営には複数の女性を参加させるとともに、固定的性別役割分担による負担（女性が炊出しや清掃を担うなど）を防止し、男女共同参画や多様性の視点を踏まえた避難所運営を進めるものとする。</p> <p>なお、避難所の運営にあたっては、「第4編-第2章-第6節-第2 ボランティアの応援受入れ」<u>(P398)</u>に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるような活動環境を整える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・ 参照先ページ番号を追記</li> </ul>	(1)-①
	(3) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮	(3) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮		(1)-③

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
429	<p>高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や性的少数者の人権に配慮し、男女別や性別によらずだれでも利用できる更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置できるように努める。</p> <p>また、女性やこどもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。</p> <p>さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置、もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。</p> <p>なお、女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（本人の了解なしに性的少数者であることなどを他人に暴露してしまうこと）をしないよう配慮して対応する。</p>	<p>高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、<u>医療的ケア児者</u>、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や性的少数者の人権に配慮し、男女別や性別によらずだれでも利用できる更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置できるように努める。</p> <p>また、女性やこどもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。</p> <p>さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置、もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。</p> <p>なお、女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（本人の了解なしに性的少数者であることなどを他人に暴露してしまうこと）をしないよう配慮して対応する。</p> <p><u>これらなどにより、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。</u></p>	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>	<p>(1)-③</p>
	<p>(4) 避難者の健康管理</p>	<p>(4) 避難者の健康管理</p>		
429	<p>避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。この際、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。</p>	<p>避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握して<u>福祉的な支援を行い</u>、必要に応じて救護所を設ける。この際、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。</p>	<p>県改訂に合わせて改訂する。</p>	

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
429	(5) 避難所における <u>新型コロナウイルス感染症対策</u>	(5) 避難所における感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、通常の感染症対策に改訂する。</li> </ul>	
429	<u>新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針(新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン)」(令和2年5月埼玉県作成)に沿って、</u> 防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。	感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、通常の感染症対策に改訂する。</li> </ul>	
	② 感染症対策の実施	② 感染症対策の実施		
429	避難所内は、世帯間で <u>概ね2m</u> の間隔を確保するレイアウトを検討する。	避難所内は、世帯間で間隔を確保するレイアウトを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、通常の感染症対策に改訂する。</li> </ul>	
	③ 避難所受付時の検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認	③ 避難所受付時の検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認		

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
430	<p>避難所受付時に、検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認を行う。</p> <p>また、避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。</p> <p>避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、<u>新型コロナウイルス</u>感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。</p> <p>避難者が<u>新型コロナウイルス</u>感染症に感染したことを確認した場合、直ちに当該避難者を別の部屋などに隔離する等の適切な対応をする。</p>	<p>避難所受付時に、検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認を行う。</p> <p>また、避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。</p> <p>避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。</p> <p>避難者が感染症に感染したことを確認した場合、直ちに当該避難者を別の部屋などに隔離する等の適切な対応をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、通常の感染症対策に改訂する。</li> </ul>	
	(7) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮	(7) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮		(1)-②
430	<p>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p><u>特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、弾性ストッキングを推奨し、健康相談や保健指導を実施する。</u></p>	<p>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・掲載場所移動</li> </ul>	(1)-②
430		<u>① 在宅避難者等の支援等</u>	県改訂に合わせて改訂する。	(1)-②
430	<u>(新設)</u>	<u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を在宅避難者等の支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u>	県改訂に合わせて改訂する。	(1)-②
431		<u>② 車中泊避難者の支援等</u>	県改訂に合わせて改訂する。	(1)-②

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
431	(新設)	<p><u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生することに備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを確保すること等、車中泊避難者の支援対策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>これにより、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるほか、特に、エコノミークラス症候群の予防のため、弾性ストックングを推奨し、健康相談や保健指導を実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・掲載場所移動</li> </ul>	(1)-②
	<p>第14節 帰宅困難者対策</p> <p>第2 帰宅困難者への情報提供【市長公室、鉄道事業者、埼玉県】</p> <p>1 帰宅困難者への情報提供</p> <p>■帰宅困難者に伝える情報例</p>	<p>第14節 帰宅困難者対策</p> <p>第2 帰宅困難者への情報提供【市長公室、鉄道事業者、埼玉県】</p> <p>1 帰宅困難者への情報提供</p> <p>■帰宅困難者に伝える情報例</p>		
453	<p>埼玉県 情報の提供、広報 ・ホームページ、メールや埼玉県ホームページ・SNS・<u>埼玉県公式スマートフォンアプリ</u>等による情報提供</p> <p><u>東日本電信電話</u>株式会社</p>	<p>埼玉県 情報の提供、広報 ・ホームページ、メールや埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供</p> <p><u>NTT東日本</u>株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県改訂に合わせて改訂する。</li> <li>・令和7年7月1日付け商号変更のため。</li> </ul>	

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.																												
	第4 帰宅支援【健康スポーツ部、事業者、埼玉県】 1 帰宅活動への支援	第4 帰宅支援【健康スポーツ部、事業者、埼玉県】 1 帰宅活動への支援																														
455	<p>■帰宅活動への支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">埼玉県、市、県バス協会</td> <td>帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請</td> <td>ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請</td> </tr> <tr> <td>代替輸送の提供</td> <td>バス輸送の実施 マリナー、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>トイレ等の提供</td> <td>トイレ等の提供</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社</td> <td>沿道照明の確保</td> <td>帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	項目	対策内容	埼玉県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリナー、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施	鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供	東京電力株式会社	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給	<p>■帰宅活動への支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">埼玉県、市、県バス協会</td> <td>帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請</td> <td>ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請</td> </tr> <tr> <td>代替輸送の提供</td> <td>バス輸送の実施 マリナー、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>トイレ等の提供</td> <td>トイレ等の提供</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社</td> <td>沿道照明の確保</td> <td>沿道照明用電力の供給 <u>(ただし、幹線道路を優先)</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	項目	対策内容	埼玉県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリナー、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施	鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供	東京電力株式会社	沿道照明の確保	沿道照明用電力の供給 <u>(ただし、幹線道路を優先)</u>	県改訂に合わせて改訂する。	
実施期間	項目	対策内容																														
埼玉県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請																														
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリナー、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施																														
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供																														
東京電力株式会社	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給																														
実施期間	項目	対策内容																														
埼玉県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請																														
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリナー、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施																														
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供																														
東京電力株式会社	沿道照明の確保	沿道照明用電力の供給 <u>(ただし、幹線道路を優先)</u>																														
	第4 動物愛護【環境経済部】	第4 動物愛護【環境経済部】																														
468	<p>災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼養に関し、埼玉県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等関係機関との協力体制を確立する。</p>	<p>災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼養に関し、埼玉県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等関係機関との協力体制を確立する。 <u>なお、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p>	県改訂に合わせて改訂する。																													
	第17節 公共施設等の応急対策 第2 ライフライン施設【市長公室、総務部、上下水道部、各事業者】 2 水道施設の応急対策	第17節 公共施設等の応急対策 第2 ライフライン施設【市長公室、総務部、上下水道部、各事業者】 2 水道施設の応急対策		(1)-④																												
471	<p>災害により、機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。</p>	<p>災害により、機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。 <u>なお、応急対策に当たっては、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な情報共有を行いながら実施するものとする。</u></p>	県改訂に合わせて改訂する。	(1)-④																												

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
	(1) 被害状況の把握	(1) 被害状況の把握		(1)-④
472	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 水道施設の被害状況を確認し、配水量を把握</li> <li>➢ 市内の断水エリアの把握</li> <li>➢ 応急給水用資材の現況（利用可能性）</li> <li>➢ 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の概算</li> <li>➢ 交通状況の把握（道路の被災状況、緊急輸送路等）の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 水道施設の被害状況を確認し、配水量を把握</li> <li>➢ 市内の断水エリアの把握</li> <li>➢ <u>下水道施設・農業集落排水処理施設の被害状況を確認し、当該施設の応急対策時期を把握</u></li> <li>➢ 応急給水用資材の現況（利用可能性）</li> <li>➢ 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の概算</li> <li>➢ 交通状況の把握（道路の被災状況、緊急輸送路等）の把握</li> </ul>	県改訂に合わせて改訂する。	(1)-④
	② 応急対策の実施	② 応急対策の実施		(1)-④
472	応急対策の策定 ・被害状況の把握、総合的な応急対策の策定を行う。	応急対策の策定 ・ <u>下水道施設・農業集落排水処理施設を含めた被害状況の把握した上で</u> 、総合的な応急対策の策定を行う。	県改訂に合わせて改訂する。	(1)-④
	3 下水道・農業集落排水処理施設の応急対策	3 下水道・農業集落排水処理施設の応急対策		(1)-④
473	災害により機能が停止した下水道・農業集落排水処理の早期復旧のための対策について定める。	災害により機能が停止した下水道・農業集落排水処理の早期復旧のための対策について定める。 <u>なお、応急対策に当たっては、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な情報共有を行いながら実施するものとする。</u>	県改訂に合わせて改訂する。	(1)-④
	(1) 被害状況の把握	(1) 被害状況の把握		(1)-④
473	「下水道班」は、下水道・農業集落排水処理施設及び関連施設の被害状況を把握する。	「下水道班」は、下水道・農業集落排水処理施設及び <u>水道等</u> の関連施設の被害状況を把握する。	県改訂に合わせて改訂する。	(1)-④
	(2) 応急対策の実施	(2) 応急対策の実施		(1)-④
	② 応急対策の実施	② 応急対策の実施		(1)-④

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
473	「下水道班」は、下水道・農業集落排水処理施設全体の被害状況を把握し、応急復旧計画を策定し、下水道・農業集落排水処理施設の機能確保のための効率的な応急復旧活動を実施する。	「下水道班」は、下水道・農業集落排水処理施設全体の被害状況に加え、水道等の関連施設の被害状況を把握した上で応急復旧計画を策定し、下水道・農業集落排水処理施設の機能確保のための効率的な応急復旧活動を実施する。	県改訂に合わせて改訂する。	(1)-④
5	電力施設の応急対策  (3) 市民に対する安全対策	電力施設の応急対策  (3) 市民に対する安全対策		
476	<p>➤ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。</p> <p>➤ <u>不良箇所（電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッドコンタクトセンター（0120-995-007無料）（03-6375-9803有料）に通報する。</u></p> <p>➤ <u>無断昇柱、無断工事の禁止。</u></p> <p>➤ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。</p> <p>➤ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>➤ <u>警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。</u></p> <p>➤ <u>地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。</u></p>	<p>① <u>無断昇柱、無断工事をしないこと。</u></p> <p>② <u>電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド株式会社（0120-995-007無料）（03-6375-9803有料）に通報すること。</u></p> <p>③ 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。</p> <p>④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。</p> <p>⑤ <u>漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。</u></p> <p>⑥ <u>大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取り付けること。また、電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。</u></p> <p>⑦ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>⑧ <u>電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</u></p> <p>⑨ <u>その他事故防止のため留意すべき事項</u></p>	県改訂に合わせて改訂する。	
6	通信設備の応急対策	通信設備の応急対策		

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.
476	災害等により通信設備に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、 <u>東日本電信電話</u> 株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。	災害等により通信設備に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、 <u>NTT東日本</u> 株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。	令和7年7月1日付け商号変更のため。	
	(2) 応急措置  ④ 災害用伝言ダイヤルの提供	(2) 応急措置  ④ 災害用伝言ダイヤルの提供		
477	地震等の災害発生により著しく通信のふくそうのおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル <u>等</u> を速やかに提供する。	地震等の災害発生により著しく通信のふくそうのおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル <u>(171)</u> 、 <u>災害用伝言版 (web171)</u> を速やかに提供する。	文言整理	
	(4) 災害時の広報	(4) 災害時の広報		
477	災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機 <u>より</u> のふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。	災害用伝言ダイヤル <u>(171)</u> 等を提供した場合、交換機の <u>ふくそう</u> トーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。	文言整理	
	第18節 応急住宅対策  第1 公営住宅及び応急仮設住宅の供与【市民部、福祉部、こども未来部】  2 公的賃貸住宅の供給	第18節 応急住宅対策  第1 公営住宅及び応急仮設住宅の供与【市民部、福祉部、こども未来部】  2 公的賃貸住宅の供給		
484	市営住宅の <u>空家</u> を一時的に供給する。また、埼玉県及びUR都市再生機構に対して県営住宅及びUR賃貸住宅の <u>空家</u> の一時使用について依頼する。	市営住宅の <u>空き住戸</u> を一時的に供給する。また、埼玉県及びUR都市再生機構に対して県営住宅及びUR賃貸住宅の <u>空き住戸</u> の一時使用について依頼する。	県改訂に合わせて改訂する。	
	第7 罹災証明書の発行【総務部】	第7 罹災証明書の発行【総務部】		
	4 証明の範囲	4 証明の範囲		

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.																																										
510	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物的被害</td> <td>① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、半壊、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部破損 ⑦ その他の物的被害</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、半壊、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部破損 ⑦ その他の物的被害	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物的被害</td> <td>① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、<b>中規模半壊</b>、半壊、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部<b>損壊</b> ⑦ その他の物的被害</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、 <b>中規模半壊</b> 、半壊、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部 <b>損壊</b> ⑦ その他の物的被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模半壊を追加</li> <li>・文言整理</li> </ul>																																			
種別	内容																																													
物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、半壊、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部破損 ⑦ その他の物的被害																																													
種別	内容																																													
物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、 <b>中規模半壊</b> 、半壊、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部 <b>損壊</b> ⑦ その他の物的被害																																													
	<p>第5章 火山噴火降灰対策</p> <p>第2節 予防・事前対策</p> <p>第1 火山噴火に関する知識の普及【市長公室、埼玉県】</p> <p>(2) 噴火警戒レベル</p>	<p>第5章 火山噴火降灰対策</p> <p>第2節 予防・事前対策</p> <p>第1 火山噴火に関する知識の普及【市長公室、埼玉県】</p> <p>(2) 噴火警戒レベル</p>																																												
519	■埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況	■埼玉県近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況	県改訂に合わせて改訂する。																																											
520	<p>■<u>噴火警報・予防、降灰予報</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>噴火警戒レベル(キーワード)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれぞれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>レベル5(避難)</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。</td> <td>レベル4(高齢者等避難)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまで</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>レベル3(入山規制)</td> </tr> <tr> <td>火口<b>周辺</b></td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>レベル2(火口周辺規制)</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口<b>周辺</b></td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</td> <td>レベル1(活火山であることに留意)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル(キーワード)	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれぞれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	レベル4(高齢者等避難)	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3(入山規制)	火口 <b>周辺</b>	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2(火口周辺規制)	噴火予報	火口 <b>周辺</b>	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1(活火山であることに留意)	<p>■<u>噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>火山活動の状況</th> <th>噴火警戒レベル(キーワード)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれぞれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>レベル5(避難)</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。</td> <td>レベル4(高齢者等避難)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの<b>広い範囲の火口周辺</b></td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>レベル3(入山規制)</td> </tr> <tr> <td>火口<b>から少し離れた所までの火口周辺</b></td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>レベル2(火口周辺規制)</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口<b>内等</b></td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</td> <td>レベル1(活火山であることに留意)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル(キーワード)	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれぞれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	レベル4(高齢者等避難)	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの <b>広い範囲の火口周辺</b>	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3(入山規制)	火口 <b>から少し離れた所までの火口周辺</b>	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2(火口周辺規制)	噴火予報	火口 <b>内等</b>	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1(活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警戒レベルの運用の有無別に記載する。</li> <li>・県計画に合わせて改訂する。</li> </ul>	
名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル(キーワード)																																											
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれぞれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5(避難)																																											
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	レベル4(高齢者等避難)																																											
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3(入山規制)																																											
	火口 <b>周辺</b>	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2(火口周辺規制)																																											
噴火予報	火口 <b>周辺</b>	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1(活火山であることに留意)																																											
名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル(キーワード)																																											
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれぞれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5(避難)																																											
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	レベル4(高齢者等避難)																																											
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの <b>広い範囲の火口周辺</b>	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3(入山規制)																																											
	火口 <b>から少し離れた所までの火口周辺</b>	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2(火口周辺規制)																																											
噴火予報	火口 <b>内等</b>	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1(活火山であることに留意)																																											

頁	改訂前	改訂後	理由	概要No.																				
520	(新設)	<p>■噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合</p> <table border="1" data-bbox="907 287 1608 650"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>火山活動の状況</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td>居住地域及びそれ より火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、ある いは切迫している状態にある。</td> <td>居住地域 厳重警戒</td> </tr> <tr> <td>噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域 近くまでの広い範囲の 火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲 に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、 あるいは発生すると予想される。</td> <td>入山危険</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火口から少し離れた 所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生 すると予想される。</td> <td>火口周辺危険</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った 場合には生命に危険が及ぶ)。</td> <td>活火山である ことに留意</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、ある いは切迫している状態にある。	居住地域 厳重警戒	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲 に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、 あるいは発生すると予想される。	入山危険		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生 すると予想される。	火口周辺危険	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った 場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山である ことに留意	県計画に合わせて追記する。	
名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等																					
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、ある いは切迫している状態にある。	居住地域 厳重警戒																					
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲 に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、 あるいは発生すると予想される。	入山危険																					
	火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生 すると予想される。	火口周辺危険																					
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った 場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山である ことに留意																					
	<p>第5編 広域応援編</p> <p>第1節 事前対策</p> <p>第3 広域応援要員派遣体制の整備【総務部、関係各室部、埼玉県】</p> <p>1 応急対策職員派遣制度に基づく応援要員派遣に係る体制整備</p>	<p>第5編 広域応援編</p> <p>第1節 事前対策</p> <p>第3 広域応援要員派遣体制の整備【総務部、関係各室部、埼玉県】</p> <p>1 応急対策職員派遣制度に基づく応援要員派遣に係る体制整備</p>																						
527	<p>埼玉県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整える。 応援要員は、さいたま市を除く市町村職員により編成されるため、市も埼玉県の体制整備へ協力するよう努める。</p>	<p>埼玉県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整える。 応援要員は、さいたま市を除く市町村職員により編成されるため、市も埼玉県の体制整備へ協力するよう努める。 <u>このとき、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるように、資機材や装備品等の整備及び携帯に努めるものとする。</u></p>	県改訂に合わせて改訂する。																					